二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	四・二三円
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	一・〇七円
四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	〇・六一円

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に新法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ホ　調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く）	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）
四	特定風力発電設備	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	（新設）

備考　第五項の表中の「備考」に同じ。